



関西学院大学 法科大学院

神戸大学大学院法学研究科

窪田充見教授

相続法改正 特別講義のご案内

今般の**相続法の改正**について、立法に携わられた神戸大学大学院法学研究科**窪田充見教授**（法務省法制審議会民法（相続関係）部会委員）に、**立法の背景から実務の状況を踏まえた特別講義**をしていただきます。

本学ロースクールの学生はもちろん、
どなたでも参加可能、申込不要となっています。
非常に貴重な機会ですので、奮ってご参加ください。

窪田充見教授 ご経歴

- 1983年 京都大学法学部卒業
- 1996年 京都大学博士(法学)
- 1994年～96年 オスナブリュック大学客員研究員
- 1996年 神戸大学法学部教授
- 2000年 神戸大学大学院法学研究科教授
- 2000年 マックス・プランク外国私法・国際私法研究所客員研究員
- 2011年～2013年 神戸大学大学院法学研究科長・同法学部長

日時 2019年 **9月12日(木)**
12:30～16:00 (開場12:15)

【事前講義】

内容：相続の基本事項のレクチャー
担当：関西学院大学司法研究科 山田到史子准教授
日時：同日9:00～10:30 (開場8:45)

会場 関西学院大学
西宮北口キャンパス
(阪急西宮ガーデンズゲート館)
8階 801/802教室

対象 本学大学院生、学部生、教職員・一般
※いずれも申し込み不要、参加自由

お問い合わせ

関西学院大学大学院司法研究科 事務室 (関西学院大学西宮北口キャンパス)
〒663-8204 兵庫県西宮市高松町5-22 西宮ガーデンズゲート館7階 TEL: 0798-31-0106 (代表)

相続に関する

ルールが 大きく 変わります

2019年1月13日から
段階的に施行されます

●民法等の一部改正法

①自筆証書遺言の方式を緩和する方策 **2019年1月13日**

②預貯金の払戻し制度,遺留分制度の見直し,特別の寄与等
(①,③以外の規定) **2019年7月 1日**

③配偶者居住権(配偶者短期居住権を含む。)の新設等
..... **2020年4月 1日**

●遺言書保管法 **2020年7月10日**



高齢化の進展等の 社会経済情勢の 変化に対応するための 改正です

■ 亡くなられた方の配偶者がそれまで住んでいた建物に住み続けられやすくするための方策が新設されます。

- 遺産分割の前でも亡くなられた方の預貯金を一部払い戻すことができるようになります。
- 自筆証書遺言を作成するときに、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。
- 法務局において自筆証書遺言を保管する制度が新設されます。
- 亡くなられた方の親族で療養看護等を行った方は、相続人に対し、その貢献に応じた金銭を請求することができるようになります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

※民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について(相続法の改正)
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html



※法務局における遺言書の保管等に関する法律について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



法務省民事局 Tel 03-3580-4111(代)